

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 4 月 22 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

- (1) 業務名
第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の翌日から令和 7 年 9 月 30 日まで
- (4) 履行場所
広島県内
- (5) 予算上限額
17,812,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団に関係すると認められる者でないこと。
- (5) 県からの連絡を受けてから、即座に協議・調整等の対応が可能であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県選挙管理委員会事務局（広島県庁南館 2 階）
電話（082）513-2609（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 7 年 4 月 22 日（火）から令和 7 年 5 月 7 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の

封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年5月7日(水) 午後5時

エ 提出方法

持参、郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和7年5月8日(木)までに、電子メールで通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

説明会への参加を希望する者は、広島県選挙管理委員会事務局ホームページ中、お問合せフォームから参加申込すること。なお、申込時、「タイトル」欄に【公募型プロポーザル説明会参加申込】と記入すること。お問合せフォーム中、住所、社名、担当者、連絡先(電話)を記入すること。

ア 参加申出場所

広島県選挙管理委員会事務局ホームページ

イ 参加申出期限

令和7年4月24日(木) 午後4時

ウ 説明会開催日

令和7年4月25日(金) 午前10時

エ 説明会開催場所

オンライン開催

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年5月21日(水) 正午

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

地域政策局市町行財政課が第1次審査（書類審査）を行い、全提案の中から優れた提案5件程度を選定、その選定された提案に対し広島県地域政策局選挙広報公募型プロポーザル選定委員会が第2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、各審査委員の協議結果を踏まえ、最も高い評価を得たものを最優秀提案者として決定する。

第1次審査及び第2次審査ともに、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い審査を行う。

提案書の提出が5件を超えない場合、第1次審査は省略する。

なお、第2次審査の審査日については、第1次審査終了後、別途通知する。（令和7年5月下旬を予定）

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象とし、「第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務提案書評価基準」に基づき評価を行う。

(3) 結果の通知

ア 第1次審査の結果通知について

令和7年5月23日（金）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

第1次審査が省略される場合にも、同様にすべての提案書提出者に対し通知する。

（第1次審査で選定された提案書提出者、または、第1次審査が省略される場合にはすべての提案書提出者に対し、第2次審査の案内も行う。）

イ 第2次審査の結果通知について

第2次審査（プレゼンテーション）の日から起算して3日を経過した日（土曜日及び日曜日の日数を算入しない。）までに、第2次審査に参加したすべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730－8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県選挙管理委員会事務局（広島県庁南館 2 階）

電話（082）513－2609（ダイヤルイン）

ファクシミリ（082）223－6313